

有料道路の障害者割引をご利用される方へ(タクシー編)

タクシーをご利用される前に、タクシー会社又は乗務員に
有料道路の障害者割引を利用できるか、必ず**事前確認**が必要です！

ご利用の条件～タクシーご利用にあたって～

- タクシーや介護タクシー乗車時の有料道路の障害者割引のご利用にあたっては、**タクシー会社と乗務員にご協力をいただけることが前提**となります。
- タクシーの予約時又は乗車する前に、タクシー会社又は乗務員に有料道路の障害者割引を利用する旨とETC利用の場合はその旨も必ず**申出**してください。
- 手帳に「道路介護」と印字したシールが貼付された方のみ障害者割引適用が可能です。
(「道路」と印字したシールが貼付された方は障害者割引を適用できません)
- 乗合タクシー、ETCカードを車載器から抜けないタクシーでは有料道路の障害者割引はご利用いただけないため、事前確認をお願いします。

事前に配車の予約をする場合

タクシーで有料道路の障害者割引を利用したいのですが、できますか？



はい、可能ですよ。
いつどちらに配車をご希望ですか？

事前予約をしていない場合

はい、適用可能ですよ。
お客様のETCカードをお預かりします。
どちらまで行かれますか？



私(利用者)のETCカードを
タクシーに挿して有料道路の
障害者割引を利用したいのですが、
できますか？

注意

※タクシーの賃走開始後に乗務員に申出をしても割引の適用はできません。

注意事項～タクシーご利用前にご確認いただきたいこと～

- 料金所で手帳の提示が必要となりますので、**必ず手帳を持参**してください。
- 支払時にETCレーンまたはスマートICを無線通行(ノンストップ走行)された場合、障害者割引は適用されません。

ETC利用の場合

- ETC車載器があるか、利用者ご自身のETCカードをETC車載器に挿入できるかを予め確認してください。
※タクシーのETCカードでは障害者割引は適用されません
※ETC車載器がない場合は、現金等による支払のみとなります
- 障害者割引の利用にあたり事前に登録されたETCカードをお持ちの方は、必ず登録済みのETCカードを携行してください。
(料金所係員が登録済みETCカードの提示をお願いすることがあります)

現金利用の場合

- 上限料金がある有料道路では、障害者割引よりも、障害者割引を適用せずにタクシーのETCを利用した方が安価となる場合があります。

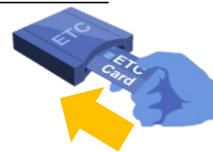
タクシーに乗車したあとは・・・



タクシーが走り出す前に乗務員へ依頼してください！

※タクシーの賃走開始後に乗務員に申出をしても障害者割引の適用はできません。

○利用者ご自身のETCカードでお支払いを希望する場合は、有料道路入口にETC無線アンテナがある場合があるため、走行開始する前に利用者ご自身のETCカードをタクシーのETC車載器に挿入するよう依頼してください。



○料金を支払う料金所では手帳の提示が必要なため、乗務員へ「一般レーン、混在レーン又はサポートレーン(※)」で一旦停止するよう依頼してください。(※ETC専用料金所です。ETC利用に限ります。)

○料金所でのスムーズな処理を行うため、手帳、現金、ETCカード等を準備してください。

☑身体障害者手帳又は療育手帳（ミライロIDも可）

☑精算用の現金等又はETCカード

*事前に登録されたETCカードをお持ちの方は、登録済みETCカードを携行してください

支払を行う料金所での確認の流れ

○料金所では、手帳の確認を行うため、料金所係員に提示します。

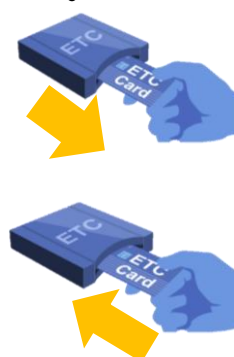
○利用者のETCカードで支払をする場合は、タクシー乗務員はETC車載器から利用者のETCカードを抜いて、料金所係員へ手帳と共に渡し、ETC利用の申出をします。

○料金所係員が手帳の内容と本人の乗車確認をし、障害者割引処理を行います。

手帳のシール添付イメージ 「道路介護」あり

道路
介護 品川〇〇〇ーふー〇〇〇〇
〇年〇月〇日まで

※「介護」と印字のない場合、本割引は適用されません。



タクシー降車時の有料道路料金の精算

○有料道路料金はタクシーの運賃とは別建てとなります。

○現金等でお支払いする場合には、利用者ご自身が料金所で支払うか、又は、タクシー乗務員が立替払をした場合には、降車時に有料道路料金の領収書をもとに精算してください。

○利用者ご自身のETCカードを利用した場合には、利用者に対して料金が請求されるため、降車時に乗務員へ有料道路料金を支払う必要はありません。

○タクシーのETC車載器から利用者のETCカードの抜き忘れがないよう降車時に忘れず確認してください。



○長距離等ご利用の際には帰路の有料道路料金を請求されることがありますが、ご本人が乗車していない走行に係る有料道路料金は、障害者割引の対象外となりますので、事前にタクシー会社等にご確認ください。

【お問い合わせ先】

NEXCO東日本お客さまセンター (24時間) TEL 0570-024-024 (通話料有料) または TEL 03-5308-2424 (通話料有料)
NEXCO中日本お客さまセンター (24時間) TEL 0120-922-229 (フリーダイヤル) または TEL 052-223-0333 (通話料有料)
NEXCO西日本お客さまセンター (24時間) TEL 0120-924-863 (フリーダイヤル) または TEL 06-6876-9031 (通話料有料)
首都高お客さまセンター (24時間) TEL 03-6667-5855 (通話料有料)
阪神高速お客さまセンター (24時間) TEL 06-6576-1484 (通話料有料)
本州四国連絡高速道路お客さま窓口 (9:00～17:30) TEL 078-291-1033 (通話料有料)